

答申 情第69号

令和4年1月31日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

存否応答拒否決定処分に関する諮問について（答申）

令和2年9月16日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った令和2年6月23日付け相模原市指令（疾対）第57号による存否応答拒否決定（以下「本件処分」という。）については、本件処分を取り消し、改めて対象公文書を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきである。

2 審査請求の経緯

(1) 令和2年6月12日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下の内容について公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

6月10日にTBSの番組で相模原協同病院井関院長が話された1月10日に中国武漢から帰国した中国人が最初のコロナ感染者患者とのこと。この時の相模原保健所の報告書のすべての情報、現在まで40人の治療してきたとのこと。これらの報告書のすべての情報公開を求める。

(2) 実施機関は、本件公開請求に対して、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益を害するおそれがあり、存否を明らかにできないため、令和2年6月23日付けで、審査請求人に存否応答拒否決定通知書を送付した。

(3) 令和2年7月17日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和2年6月23日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

個人の権利利益を害するおそれがあるためとのことだが、個人の情報公開など請求していない。相模原市保健所が当市ではじめての新型感染症が発生した時にどのように対処したのか情報公開を求めただけである。

新型コロナウイルス感染症がどのような感染症なのかを保健所が調べるのが普通であり、レポートがあるはずである。市民向けというよりは厚生労働省に対する報告書について知りたい。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

公文書公開請求の内容は、「1月10日に中国武漢から帰国した中国人で最

初の新型コロナウイルス感染症患者に係る報告書（以下「本件請求内容1」という。）及び「相模原協同病院で治療を行った40人に関する報告書（以下「本件請求内容2」という。）」である。

本件請求1については、審査請求人がいう患者が、仮に神奈川県で発表を行った患者に該当したとしても、居住地については神奈川県としているものであり、当該報告書の存否を前提に非公開決定を行うことは、当該患者が本市に居住していたか否かという非公表情報を開示することとなり、当該報告書に対する存否応答拒否処分は妥当である。

本件請求2については、患者が受診又は入院した医療機関名については非公表情報としているため、当該報告書の存否を前提に非公開決定を行うことは、非公表情報を開示することとなり、存否応答拒否処分は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件公開請求は、公文書公開請求書に記載された内容から、日本で最初の新型コロナウイルス感染者が相模原協同病院で治療を受けたことに関する報告書が対象であると特定したために、存否を明らかにすることにより、日本で最初の患者が相模原市に居住していたか否かという非公開情報及び患者が相模原協同病院で治療を受けたか否かという非公開情報を公開することとなるために、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否したと説明している。

しかしながら、当審査会が、審査請求人の意見陳述において、本件公開請求の趣旨を確認したところ、上記の趣旨の報告書に限ってはならず、あくまでもこれまでの患者に対して市保健所がどのような対応をしたのかを記載した報告書を請求しただけのことであった。このことから、実施機関と審査請求人の間で、本件公開請求による該当公文書の特定について認識の違いがあったと認められる。

以上のことから、上記のような認識の違いを抱えたままの本件処分は妥当ではなく、実施機関は、改めて、患者に対して市保健所がどのような対応をしたのかを記載した報告書を本件公開請求の該当公文書として特定し、決定をし直すべきである。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(3) 結論

以上のことから、当審査会は、本件処分を取り消し、改めて対象公文書

を特定し、公開、非公開等の決定を行うべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 7月17日	実施機関からの諮問
令和3年11月 9日	審議 実施機関からの意見聴取
12月23日	審議 審査請求人の意見陳述
令和4年 1月31日	審議

第3部会委員 金井 利之
上代 庸平
尾崎 隆